

| 北本市教育委員会 令和5年9月定例会会議録 | | | | | |
|--------------------------|--|------------|-----------|--|--|
| 1 日 時 | 令和5年9月28日(木) 午後2時00分から3時14分まで | | | | |
| 2 場 所 | 北本市役所 会議室3-F | | | | |
| 3 教育長の氏名 | 神子修一 | | | | |
| 4 出席した委員の 氏 名 | 一 総務課 黒川範子 | 二 委員 久保田篤正 | 三 委員 関根桂子 | | |
| | 四 委員 森田高正 | | | | |
| 5 欠席した委員の氏名 | | | | | |
| 6 説明のため出席 し た 職 員 | 草野教育部長、加藤教育部参与、坂詰教育総務課長、木暮学校教育課長、谷掛学 校教育課副課長、櫻井生涯学習課長、齊藤文化財保護課長 | | | | |
| 議案及び報告件名 | 議事の大要 | | | | |
| 1 開会の宣言 | 神子教育長： 令和5年北本市教育委員会9月定例会を開会する。 | | | | |
| 2 会議録の承認 について | 神子教育長： 令和5年北本市教育委員会8月定例会、令和5年北本市教育 委員会第2回臨時会の議事録について質問、意見、訂正等ある か。 — 各委員、特に意見なし — 神子教育長： 令和5年北本市教育委員会8月定例会、令和5年北本市教育 委員会第2回臨時会の議事録については、承認としてよろし いか。 — 各委員、了承 — 神子教育長： 令和5年北本市教育委員会8月定例会、令和5年北本市教育 委員会第2回臨時会の議事録は、承認する。 | | | | |
| 3 委員の議席に ついて | 神子教育長： 9月1日から委員の変更があったので、議席の変更をする。 教育委員会会議規則第6条に議席は教育長が指定するとさ れているため、関根委員を3番、森田委員を4番にそれぞれ指 定する。 | | | | |
| 4 会議録署名委 員の指名につい て | 神子教育長： 本日の会議録の署名委員については、4番の森田委員にお願 いする。 | | | | |
| 5 議事の取扱い | 神子教育長： 本日の案件は、報告事項が2件、審議事項が4件の計6件で ある。 なお、本日の案件については、全て公開審議である。 | | | | |
| 6 報告事項(公開) | 神子教育長： 教委報告第49号「教育長の決裁処分(共催・後援)の報告」 | | | | |

| | |
|---|--|
| 案件) (1) 教委報告 第49号「教 育長の決裁 処分(共催・ 後援)の報告 について」 | <p>について」について、学校教育課及び生涯学習課より説明をお願いする。</p> <p>谷掛学校教育課副課長： (教委報告第49号の1・2の説明)</p> <p>櫻井生涯学習課長： (教委報告第49号の3~7の説明)</p> <p>神子教育長： 教委報告第49号について、質疑はあるか。</p> <p style="text-align: center;">— 特に意見なし —</p> <p>神子教育長： 教委報告第49号については、了承としてよいか。</p> <p style="text-align: center;">— 各委員、了承 —</p> <p>神子教育長： 教委報告第49号については、了承とする。</p> <p>神子教育長： 教委報告第50号「令和5年第3回北本市議会定例会一般質問答弁について」について、教育部長より説明をお願いする。</p> <p>草野教育部長： (教委報告第50号の説明)</p> <p>神子教育長： 事前に一般質問要旨をご確認いただき、お礼申し上げる。 教委報告第50号について、質疑はあるか。</p> <p style="text-align: center;">— 特に意見なし —</p> <p>神子教育長： 教委報告第50号については、了承としてよいか。</p> <p style="text-align: center;">— 各委員、了承 —</p> <p>神子教育長： 教委報告第50号については、了承とする。</p> <p>神子教育長： 審議案件に入る。</p> <p>神子教育長： 教委議案第44号「令和6年度当初教職員人事異動の方針について」について、学校教育課より説明をお願いする。</p> <p>木暮学校教育課長： (教委議案第44号の説明)</p> <p>神子教育長： 教委議案第44号について、質疑はあるか。</p> <p style="text-align: center;">— 特に意見なし —</p> |
| 7 審議案件(公開 案件) | |
| (3) 教委議案 第44号「令 和6年度当 初教職員人 事異動の方 針について」 | |

神子教育長： 教委議案第44号については、可決としてよいか。

— 各委員、可決 —

神子教育長： 教委議案第44号については、可決とする。

(4) 教委議案
第45号「第
8回きたも
とピアノフ
ェスティバル
開催につ
いて」

神子教育長： 教委議案第45号「第8回きたもとピアノフェスティバル開催について」について、生涯学習課より説明をお願いする。

櫻井生涯学習課長： (教委議案第45号の説明)

神子教育長： 教委議案第45号について、質疑はあるか。

— 特に意見なし —

神子教育長： 教委議案第45号については、可決としてよいか。

— 各委員、可決 —

神子教育長： 教委議案第45号については、可決とする。

(5) 教委議案
第46号「北
本市コミュニ
ティセンター駐
車場用地の用
途変更につ
いて」

神子教育長： 教委議案第46号「北本市コミュニティセンター駐車場用地の用途変更について」について、生涯学習課より説明をお願いする。

櫻井生涯学習課長： (教委議案第46号の説明)

神子教育長： 教委議案第46号について、質疑はあるか。

— 特に意見なし —

神子教育長： 教委議案第46号については、可決としてよいか。

— 各委員、可決 —

神子教育長： 教委議案第46号については、可決とする。

(6) 教委議案
第47号「北
本市郷土資
料室の移転
について」

神子教育長： 教委議案第47号「北本市郷土資料室の移転について」について、文化財保護課より説明をお願いする。

齊藤文化財保護課長： (教委議案第47号の説明)

神子教育長： 教委議案第47号について、質疑はあるか。

久保田委員： 今回の移転については、文化財保護課では大変な苦労があつたと思う。

次に、収蔵文化財が移設される、元栄保育所については、築年数も経っていると思うが、雨漏り等建物の状態は大丈夫か。

齊藤文化財保護課長： 築年数が経っており、雨漏りが2か所ある。

使用することになった際には、工事の時に対処出来るように調整している。

耐用年数については、あと10年程度であるが、使い方や老朽化の進み具体によって、小規模な改修を行い、20年程度持たせたいと話している。

久保田委員： 旧栄小学校に移転する案もあったと思うが、通りから入りやすくわかりやすいので、結果的にとても良い選択となったと思う。

市民の皆さんに開かれた施設になって欲しい。

黒川委員： 収集・保存のための実務作業のスペースとなっているが、デーノタメ遺跡の関係もあり、将来的に市民に公開出来るようになっていくのか。

齊藤文化財保護課長： 建物の用途変更について、県から許可を受けることとなるが、不特定多数の人が出入りする施設とならないようアドバイスを受けている。

ただし資料を収蔵しているだけでは、活用にならないため、展示室を設けて予約していただき、見ていただけるよう考えている。

神子教育長： デーノタメ遺跡が近くにあり、拠点ともなり得る場所に移設することとなる。

出来るだけ収蔵している文化財を見てもらえる施設に出来ないかという思いがある。

研究のために籠って作業をする事務所ではなく、多くの市民のためにしっかりと活用出来るように検討してもらいたい。

齊藤文化財保護課長： なるべく皆さんに文化財を知っていただけるように、知恵を絞っていきたい。

また、施設についても、しっかりと広報を行って、見学のための予約方法についても周知していきたい。

| | |
|---------|---|
| | 神子教育長： 他に質疑はあるか。 — 特に意見なし — |
| | 神子教育長： 教委議案第47号については、可決としてよいか。 — 各委員、可決 — |
| | 神子教育長： 教委議案第47号については、可決とする。 |
| 8 その他 | 神子教育長： その他、事務局から連絡事項はあるか。 学校教育課： (小学校運動会について) 文化財保護課： (デーノタメ遺跡特別展について) |
| 9 閉会の宣言 | 神子教育長： 以上をもって、北本市教育委員会9月定例会を閉会する。 |
| | 北本市教育委員会会議規則第17条の規定により、署名する。 令和5年10月26日 教 育 長 神子修一 署名委員 森田高正 書 記 落合 元 |

